

<p>(質問) 消防水利はどこにどのように配置されているのですか</p>
<p>(回答) 消防機関が消火活動の際に使用する水を確保している施設を消防水利といいます。 消防水利には、消火栓や防火水そう等のように市町村が消防のために設置するものと、池、井戸、河川、プールなどを消防水利として指定するもの（指定消防水利）があります。 消防水利は、市町村の区域内にあるあらゆる防火対象物を対象として消防水利を計画・配置することが理想ですが、これには多大な経費を要することから、まず市街地、人口密集地等について、設置基準が定められています（たとえば市街地等では消防水利の間隔が140m以下とされています）。 ただし、地震や送配水施設の故障等により消火栓が広域にわたり使用不可能になる事態も想定し、半径140mの範囲に1～2基の防火水そう等消火栓以外の水利を配置したり、指定消防水利をできるだけ多く確保したりされています。</p>
<p>問い合わせ 連絡先 各消防本部までお願いします。 「2 火災の情報」消防本部所在地・連絡先一覧参照</p>

<p>(質問) 消防水利は誰が管理しているのですか。</p>
<p>(回答) 消火栓や防火水そう等は市町村が設置することとされており、その維持管理も市町村が行います（ただし消火栓は水道管理者）。 指定消防水利の維持管理については法令に定めはありませんが、通常はその施設の所有者、管理者等が行います。 ただし、いつでも使用ができるよう必要な水量を確保し、障害物などがないように整理することは消防機関の役割とされています。 このほか、指定消防水利の指定の際には、その施設の所有者、管理者等の承諾を得る必要があるため、その際特に維持管理について消防機関、所有者等の相互の役割を約束（契約）の中で規定することもあります。</p>
<p>問い合わせ 連絡先 各消防本部までお願いします。 「2 火災の情報」消防本部所在地・連絡先一覧参照</p>